

審 査 基 準

令和8年6月1日作成

法 令 名 : 古物営業法施行規則
根 拠 条 項 : 第12条第1項
処 分 の 概 要 : 行商従業者証及び標識の様式の承認
原権者 (委任先) : 東京都公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法第11条第2項 (行商従業者証)、第12条第1項 (標識) 古物営業法施行規則第10条 (行商従業者証の様式)、第11条 (標識の様式)
審 査 基 準 : 許認可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであつて、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、定めていない。
標 準 処 理 期 間 : 30日 (行政庁の休日は含まない。)
申 請 先 : 生活安全部生活安全総務課防犯営業第二係
問 合 せ 先 : 生活安全部生活安全総務課防犯営業第二係 (電話 03-3581-4321 内線30341)
備 考 :